



## IFRS コア・ツール

2023年3月31日に終了する会計年度に関するIFRSによる決算上の留意点  
(2023年3月31日時点で公表されているすべての基準書及び解釈指針書を含む)

## IFRS アップデート

# 目次

---

はじめに .....	2
<b>セクション1: 2023年3月31日時点で公表されている新規又は改訂基準書及び解釈指針書</b> .....	<b>5</b>
強制適用日の一覧 .....	5
IFRS第17号「保険契約」 .....	6
負債の流動負債又は非流動負債への分類及び特約条項付の非流動負債—IAS第1号の改訂 .....	8
会計方針の開示—IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の改訂 .....	9
会計上の見積りの定義—IAS第8号の改訂 .....	10
単一の取引から生じる資産及び負債に係る繰延税金—IAS第12号の改訂 .....	10
セール・アンド・リースバックにおけるリース負債—IFRS第16号の改訂 .....	11
投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーの間での資産の売却又は拠出 —IFRS第10号及びIAS第28号の改訂 .....	11
<b>セクション 2: 解釈指針委員会がアジェンダとして取り上げなかった項目 (2023年第1四半期)</b> .....	<b>12</b>
<b>セクション 3: IASBプロジェクト</b> .....	<b>13</b>

---

# はじめに

IFRSに準拠して財務諸表を作成している企業は、新たに公表される基準書や解釈指針書に継続的に対応していくことが求められます。IFRSの改訂は、IFRSの基本原則に関する重要な改訂から年次改善プロセスに含まれるような比較的軽微な改訂まで多岐にわたり、結果として、認識及び測定から表示及び開示に至る、さまざまな会計分野に影響を及ぼすことになります。

こうした改訂による影響は、会計の領域にとどまらず、たとえば多くの企業のシステムに影響を及ぼす可能性があり、さらに共同契約の設計や取引の形態などのような、事業における意思決定に影響を及ぼすことも考えられます。

したがって、財務諸表の作成者はこれらの今後の動向を常に把握しておく必要があります。

## 本書の目的

本書は、新規、改訂基準書及び解釈指針書について、その概要を解説しています。またIASBが現在進めているプロジェクトのうちのいくつかのアップデートも取り上げています。本書は、各トピックに関する詳細な分析や解説をするものではなく、これらの改訂の主なポイントについて概説することを目的としています。したがって、これらの改訂に関する対応を検討し、決定するにあたっては、必ず基準書及び解釈指針書の本文を参照する必要があります。

セクション1では、2023年3月31日時点で国際会計基準審議会(以下、IASB)及びIFRS解釈指針委員会(以下、解釈指針委員会)により公表されており、2023年3月31日以後終了する会計年度において初めて適用されることになる新規、改訂基準書及び解釈指針書について、その概要を説明しています。経過措置が定められている場合にはその内容を概説するとともに、それらの改訂が企業の財務諸表にどのような影響を及ぼしうるかについても簡単に触れています。

セクション1の冒頭では、期末日が各月末であった場合の、新規基準書等の強制適用日をまとめた表を掲載しています。この表では、これらの基準書及び解釈指針書は、発効日順に記載されていますが、その多くは早期適用が認められています。

すでに公表されているが未だ適用されていない基準書又は解釈指針書については、IAS第8号に従い、これら改訂の当初適用時に財務諸表に生じ得る影響を理解するために役立つように、既知又は合理的に見積可能な情報を開示すること、又は開示しないのであればその理由を示すことのいずれかが求められます。セクション1の冒頭の表は、この開示規定の範囲に含まれる新規基準書等を特定するために役立ちます。

セクション2は、2023年1月1日以降IFRICアップデート<sup>1</sup>にて公表されたアジェンダ決定の要旨をまとめたものです。2023年1月1日前に公表されたアジェンダ決定については、前回の「IFRSアップデート」をご参照ください。これらのアジェンダ決定には、解釈指針委員会が、その論点に關し既に適切なガイダンスが提供されているとして、現行の基準書又は解釈指針書に言及しているものがあります。これらのアジェンダ決定は、IFRSを適用する際に参考になり、IAS第8号第12項に述べられている「その他の会計上の専門的文献、及び一般に認められている業界実務慣行」に該当します。IFRSは、アジェンダ決定に含まれる説明的資料を反映して適用することが求められています。

セクション3では、IASBが現在進めているプロジェクトのうちのいくつかのポイントをまとめています。ここで取り上げている「主要プロジェクト」とは、新基準書の公表を目指して着手されたプロジェクト及び複数の基準書にまたがる重要な検討事項が関係するプロジェクトを指します。「その他のプロジェクト」には、部分的な範囲の改訂が含まれます。基本的には公開草案の段階まで至っているプロジェクトのみを含めていますが、公開草案の段階まで至っていない重要プロジェクトも一部取り上げています。

<sup>1</sup> IFRS - IFRS®解釈指針委員会のアップデート

# EYのナレッジ

## ニュースレター

### IFRS Developments

不定期刊公開草案や新基準、審議会の状況など重要な影響を及ぼす案件の解説をタイムリーに提供しています。

### IFRS 保険アラート

新たな基準の公表に向けてプロジェクトが進行中の保険契約について、月次で審議の進捗状況を解説します。

### メールマガジン

#### IFRSメールマガジン

変化し続けるIFRSの最新動向や基準の解説などを、多角的にタイムリーにお伝えします。定期配信は1か月に1回。号外配信もあります。

### ビデオ配信

#### IFRSウェブキャスト

動画による重要論点解説シリーズ(オンデマンド)

最新版は基本財務諸表プロジェクトについて、IFRSデスクメンバーが解説しています。

### eラーニングで学ぶIFRSベーシック

IFRSと日本基準の違いを、短時間で効率的にウェブ学習ができます。貴社グループの経理担当者向けIFRS教育に最適です。

IFRSの主要25テーマについて、その概要と、日本基準との違いを重点的に学習することができ、短時間で効率的にIFRSの全体像を把握することができます。

貴社のeラーニング環境や想定利用者数などに応じて、別途お見積りいたします。お気軽にご相談ください。

本eラーニングに関する詳細やお問合せは、こちらのウェブサイトからお願いいたします。

[https://www.ey.com/ja\\_jp/financial-accounting-advisory-services/e-learning-ifrs-basic](https://www.ey.com/ja_jp/financial-accounting-advisory-services/e-learning-ifrs-basic)

### IFRS関連ツール

#### IFRS開示チェックリスト

IFRS財務諸表の作成準備にお役立てください。

#### IFRS連結財務諸表記載例

IFRSに基づく連結財務諸表の日本語による記載例です。

2022年6月30日現在で公表され、2022年1月1日以後開始する事業年度に適用されるIFRSに基づいています。

この出版物のシリーズとして、期中財務報告、特定のセクター及び業界に特化した財務諸表の例についても現在、以下が刊行されています。



#### その他の財務諸表記載例

弊法人は、業種特有の財務諸表記載例及び検討を要する特定の状況を取り扱うその他の財務諸表記載例を提供しています。弊法人の財務諸表記載例シリーズは、次のとおりです。

- ▶ 農業業版財務諸表記載例(優良工業株式会社/上記財務諸表記載例)
- ▶ 初度適用版財務諸表記載例
- ▶ 銀行版財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 生命保険会社版財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 損害保険会社版財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 投資ファンド版(資本)財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 投資ファンド版(負債)財務諸表記載例(英語版のみ)
- ▶ 不動産業版財務諸表記載例
- ▶ 鉱業会社版財務諸表記載例
- ▶ 石油会社版財務諸表記載例

## 日本基準と国際財務報告基準(IFRS)の比較



二つの基準の相違点について、現在の実務において一般的と考えられる相違点にできる限り焦点を絞り、会計分野ごとに概説します。

この冊子の記載は、2022年9月30日時点で有効な基準に基づきます。

## IFRS「新収益認識」の実務 -影響と対応- (中央経済社)



本書では、IFRS第15号について、実務上の影響及び適用上の検討ポイントを解説しています。現行IFRS及び日本基準の規定との差異、現行実務との差異についても説明しています。また、日本企業を念頭に置いたさまざまな異なる状況における設例を設けて、新たな収益認識基準における取扱いを詳説しています。

## IFRS「新リース基準」の実務 -オンバランスの過程を読み解く- (中央経済社)



本書では、IFRS第16号「リース」につき、日本や諸外国での導入時に問題となつたポイントを盛り込み、適用上の留意点を解説しています。実務で多く見られる論点をQ&Aで解説するとともに、日本基準や米国基準との差異にも言及しています。また、開示項目チェックリストも付しています。

## 書籍

### 国際会計の実務 (第一法規)



EYのIFRSグループによるIFRS解説書。本書で取り上げているものも含め、すべての基準書及び解釈書の適用方法についての例も示しています。世界的に首尾一貫したベースでIFRSを理解・解釈するために、信頼のおける実務的なガイダンスを提供しています。

## EYのその他の公表物

本書で取り扱っているトピックスに関し、さらに詳細に説明しているEYのその他の公表物については、本書の各セクションで紹介しています。

これらの公表物は、EYのウェブサイト [IFRS technical resources | EY - Global](https://www.ey.com/jp/en/technical-resources/ifrs) (日本語の公表物は [IFRSインサイト | EY Japan](https://www.ey.com/jp/en/technical-resources/ifrs)) からダウンロードすることができます。業種別モデル財務諸表和訳版はEYの担当者にお問い合わせください。

## セクション 1:2023 年 3 月 31 日時点で公表されている新規又は改訂基準書及び解釈指針書

### 強制適用日の一覧

新規又は改訂基準書及び解釈指針書	Page	発効日*	以下の各月の最終日に終了する事業年度に最初に適用される。**											
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
IFRS第17号「保険契約」	6	2023年1月1日	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2023
会計上の見積りの定義—IAS第8号の改訂	10	2023年1月1日	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2023
会計方針の開示—IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の改訂	9	2023年1月1日	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2023
単一の取引から生じる資産及び負債に係る繰延税金—IAS第12号の改訂	10	2023年1月1日	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2024	2023
セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債—IFRS第16号の改訂	11	2024年1月1日	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2024
負債の流動負債又は非流動負債への分類及び特約条項付の非流動負債—IAS第1号の改訂	8	2024年1月1日	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2025	2024
「投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーの間での資産の売却又は拠出」—IFRS第10号及びIAS第28号の改訂	11	注1												

\* 以下の日付以降に始まる会計期間に適用される。

\*\* 基準における特別の規定に基づく早期適用がされていないと仮定する。

注1: IASBは2015年12月に、当該改訂の発効日を、持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトの結果が出されるまで無期限に延期している。



## IFRS第17号「保険契約」

2023年1月1日以降開始事業年度より適用

### 背景

IASBは2017年5月に、保険契約の認識、測定、表示及び開示を包括的に規定する新たな会計基準IFRS第17号「保険契約」を公表した。IFRS第17号が適用されると、IFRS第4号「保険契約」は廃止される。

IASBは2020年6月に、IFRS第17号の改訂を公表した。当該改訂には、発効日を2023年に延期する変更も含まれている。

IASBは2017年9月に、IFRS第17号の移行リソースグループ(以下、TRG)を立ち上げた。ここでは、IFRS第17号の導入に関連した論点を分析することになる。TRGの会議は4回開催されており、今後の開催は予定されていないが、TRGは引き続き、要件を充足する要望書の受付を行っている。

### 範囲

IFRS第17号は、すべてのタイプの保険契約(すなわち、生命保険、損害保険、元受保険及び再保険)に適用され、それらを発行する企業の種類は問わない。また、一定の保証や裁量権のある有配当性を有する金融商品にも適用される。なお、いくつかの適用除外が定められている。

### 主な規定

IFRS第17号の全般的な目的は、保険契約を発行している企業に対し、より有用かつ一貫した保険契約に関する会計モデルを提供することにある。

主として従前のローカルの会計方針を引き継ぐIFRS第4号とは対照的に、IFRS第17号は保険契約に関する包括的なモデルであり、関連するすべての会計上の側面を規定している。IFRS第17号の核となる部分は、一般モデルであり、以下により補完される。

- 直接連動型の有配当契約の特殊性を反映すべく、一定の調整が行われている(変動手数料アプローチ)。
- 主に短期契約に用いられる簡便法(保険料配分アプローチ)

新たな会計モデルの主な特徴は次のとおりである。

- 履行キャッシュ・フロー: 将来キャッシュ・フローの現在価値で測定され(リスク調整を明示的に織り込む)、各報告日に再測定される。
- 契約上のサービス・マージン(以下、CSM): 契約グループの履行キャッシュ・フロー中の初日利得と同額かつ反対方向の金額で測定される。これは保険契約の未稼得利益を表すものであり、カバー期間にわたって提供された保険契約サービスに基づき純損益に認識される。
- 将来キャッシュ・フローの期待現在価値の変動のうち、一定部分はCSMで調整され、残りのカバー期間にわたって純損益で認識される。
- 割引率の変更による影響は、会計方針の選択により、純損益又はその他の包括利益で認識される。
- 保険収益及び保険サービス費用は、包括利益計算書上、当期中に提供されたサービスという概念に基づいて表示される。

- 保険事故の発生の有無にかかわらず、いかなる状況でも保険契約者に支払われる金額(区別できない投資要素)は損益計算書に計上されず、貸借対照表で直接認識される。
- 保険引受の業績(稼得収益から発生保険金を控除)は保険金融収益又は費用とは区別して表示される。
- 保有している再保険契約グループの残存カバーに係る資産の損失回収要素は、基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時における損失の回収を認識する場合及び当該損失の回収を事後測定時に認識する場合に、算定され純損益に認識される。
- 企業は財政状態計算書において、発行した保険契約ポートフォリオレベルで、資産及び負債の帳簿価額を区分して表示しなければならない。保有している再保険契約ポートフォリオについても同様の規定が適用される。
- 保険契約に起因して財務諸表で認識された金額や保険契約に起因するリスクの性質及び程度に関する情報を提供すべく、広範な開示が求められる。

### 移行措置

IFRS第17号は、2023年1月1日以降開始年次報告期間から適用され、比較期間の数字も求められる。早期適用は許容されているが、IFRS第17号を最初に適用する日又はそれより前に、IFRS第9号「金融商品」を適用している場合に限られる。

IASBは、移行日時点のCSMを見積るにあたり、遡及アプローチを選択している。しかし、IAS第8号が定義する、完全遡及適用が保険契約グループに対して実務上不可能な場合、以下の2つのアプローチのいずれかを選択する。

- 修正遡及アプローチ:** 過度のコストや労力を要することなく、入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報に基づき、完全遡及適用が不可能な範囲において一部を遡及修正するアプローチであるが、その目的は、できる限り完全遡及適用した場合の結果に近づけることにある。
- 公正価値アプローチ:** CSMは、IFRS第13号「公正価値測定」に従って算定された公正価値と履行キャッシュ・フローの正の差額として算定される(負の場合には、移行日時点の利益剰余金で認識される)。

修正遡及アプローチと公正価値アプローチのいずれも契約のグループに関する移行措置が設けられている。修正遡及アプローチを適用するために必要な合理的かつ裏付け可能な情報を入手できない場合には、公正価値アプローチを適用する必要がある。



## 影響

IFRS第17号及びIFRS第9号により、保険会社のIFRS財務諸表上の会計処理は抜本的に変更される。財務報告のための情報を作成する際に利用するデータ、システム及びプロセスに重要な影響が生じることが予想される。新たなモデルは、一部の保険会社の利益や総資本に重要な影響を与える可能性が高く、現在の会計モデルと比較して、ボラティリティが高まる可能性がある。主要業績指標も影響を受ける可能性が高い。

## IFRS第17号の改訂の最終化

IASBは2021年12月に、IFRS第17号を改訂し、IFRS第17号の適用開始時に表示されている比較情報において、金融資産と保険契約負債との間に生じる可能性がある会計上のミスマッチに対応するため、「分類オーバーレイ」という移行措置のオプションを加えた。

企業が分類オーバーレイの適用を選択する場合、企業は、IFRS第17号を適用する比較期間(すなわち、IFRS第17号の移行日から適用開始日まで)にのみ適用することができる。

## EYのその他の公表物

[Insurance Accounting Alert \(March 2023\)](#)

EYG no. 002010-23Gbl

[Market updates on impact of IFRS 17 and IFRS 9 \(March 2023\)](#)

EYG no. 001901-23Gbl

[Disclosure of expected impacts of IFRS 17 and IFRS 9 prior to initial application \(November 2022\)](#)

EYG no. 009961-22Gbl

[Insurance Accounting Alert \(September 2022\)](#)

EYG no. 008213-22Gbl

[Insurance Accounting Alert \(June 2022\)](#)

EYG no. 005612-22Gbl

[Insurance Accounting Alert \(March 2022\)](#)

EYG no. 002403-22Gbl

[Insurance Accounting Alert \(February 2022\)](#)

EYG no. 001597-22Gbl

[Insurance Accounting Alert \(December 2021\)](#)

EYG no. 010712-21Gbl

[Good Life Insurance \(International\) Limited \(November 2021\)](#)

EYG No. 010140-21Gbl

[Insurance Accounting Alert \(July 2021\)](#)

EYG no. 006570-21Gbl

[IASB issues amendments to IFRS 17 \(June 2020\)](#)

EYG No. 004475-20Gbl

[Good General Insurance \(International\) Limited \(November 2020\)](#)

EYG No. 007724-20Gbl

[Fourth meeting of the IASB's IFRS 17 Transition Resource Group \(April 2019\)](#)

EYG No. 001926-19Gbl

[Third technical discussion of the IASB's IFRS 17 Transition Resource Group \(October 2018\)](#)

EYG no. 011564-18Gbl

[Second technical discussion of the IASB's IFRS 17 Transition Resource Group \(May 2018\)](#)

EYG no. 02735-183Gbl

[First technical discussion of the IASB's IFRS 17 Transition Resource Group \(February 2018\)](#)

EYG no. 00865-183Gbl



## 負債の流動負債又は非流動負債への分類及び特約条項(コベナンツ条項)付非流動負債—IAS第1号の改訂

2024年1月1日以降開始事業年度から適用

### 主な規定

IASBは2020年1月及び2022年10月、IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂を公表した。本改訂は、負債を流動負債又は非流動負債に分類する際の規定を定めるものである。

本改訂により、以下が明確化される。

- ▶ 決済を延期する権利が意味するもの
- ▶ 延期する権利は報告期間の末日時点で存在していなければならないこと
- ▶ 分類が、企業が決済を延期する権利行使する可能性の程度には影響されないこと
- ▶ 転換負債に組み込まれたデリバティブ自体が資本性金融品である場合にのみ、負債の契約条件がその分類に影響しないこと
- ▶ 開示

### 決済を延期する権利

IASBは、負債の決済を延期する企業の権利が、「将来のコベナンツ条項」(遵守することが要求されるのが報告期間後のみであるコベナンツ条項を指す。)の遵守を条件とする場合には、企業は、報告期間の末日時点でそれらのコベナンツ条項を遵守していない場合に負債の決済を延期する権利を有しているものと決定した。さらにIASBは、第72B項の要求事項が融資の取決めから生じる負債のみに対して適用されることを明示した。

### 報告期間末日時点で存在

本改訂はまた、報告期間の末日時点で存在していなければならないとされる権利に関する規定は報告日以前に企業が遵守することを求められているコベナンツ条項に適用され、契約条件に準拠しているかの貸手による判定が報告期間の末日以後に実施されるか否かは判定に影響しないことを明確化している。

### 経営者の予想

IAS第1号第75A項が追加され、「負債の分類は、企業が当該負債の決済を報告期間後少なくとも12か月にわたり延期する権利行使する可能性の程度には影響されない」ことが明確化されている。すなわち、短期に決済するという経営者の意図が分類に影響を与えることはない。

この取り扱いは、財務諸表の公表が承認される時点で決済が生じている場合であっても同様である(負債は非流動負債に分類される)。しかし、こうした状況において、企業は利用者が企業の財政状態への影響を理解できるように、決済時期に関する情報を開示する必要がある場合がある。

### 「決済」という用語の意味

IASBは、負債の「決済」が何を意味するのかを明確化するため、IAS第1号に第76A項及び第76B項を付け加えた。IASBは、負債の決済と企業の資源の流出とを結びつけることが重要であると結論付けた。

企業の自己の資本性金融商品による決済は、負債の流動又は非流動の分類の目的上は決済とみなされるが、次に述べられる1つの例外が存在する。

転換オプションが負債、もしくは負債の一部として分類される場合、資本性金融商品の移転は、流動負債又は非流動負債への分類目的の観点からは負債の決済となる。転換オプション自体が資本性金融商品に分類される場合にのみ、負債が流動負債であるか非流動負債であるかの判断において、自己の資本性金融商品による決済は考慮対象外となる。

従前の基準と同じであるが、借入のロールオーバーは、既存の負債の延長と考えられ、したがって「決済」を表すものではないと考えられる。

### 開示

追加されたIAS第1号76ZA項により、融資の取決めから生じた負債が非流動に分類され、決済を延期する権利が12か月以内の将来の特約条項への準拠に左右される場合に、企業はその旨を開示することが求められる。この開示には、コベナンツ条項及び関連する負債に関する情報、さらにそうしたコベナンツ条項の遵守が困難であることを示唆する事実及び状況に関する情報を含まなければならない。

### 移行措置

本改訂は将来に向かって適用しなければならない。早期適用は認められるが、その旨を開示しなければならない。ただし、2020年改訂を早期適用する企業は、2022年改訂も適用しなければならず、またその逆の場合も同様である。

### 影響

2020年改訂と2022年改訂の複合的な影響は実務に影響を及ぼす。したがって、企業は当該改訂が既存の融資の取決めや今後計画されている融資の取決めに及ぼす影響を慎重に検討する必要がある。当該検討に際しては、本改訂は遡及適用が必要である点に十分留意されたい。

### EYのその他の公表物

[IFRS Developments 209号:IASBが特約条項\(コベナンツ条項\)付非流動負債の分類の要求事項を改訂\(2022年11月更新\)](#)

[IFRS Developments 第159号:負債の流動負債又は非流動負債への分類の改訂\(2020年7月更新\)](#)



## 会計方針の開示—IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の改訂

2023年1月1日以降開始事業年度から適用

### 主な規定

IASBは2021年2月に、IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」(PS)の改訂を公表し、企業が会計方針の開示に重要性の判断を適用する際に有用なガイダンス及び設例が提供されている。

本改訂の目的は、以下を通じて、企業がより有用な会計方針の開示を提供できることである。

- ▶ 企業が「重要な(significant)」会計方針の開示を求める規定を、「重要性のある(material)」会計方針情報の開示を求める規定に置き換える
- ▶ 企業が会計方針の開示について決定を行う際に重要性(materiality)の概念をどのように適用するかに関するガイダンスを追加する

### 「重要な(significant)」から「重要性のある(material)」へ置き換え

IFRSでは「重要な(significant)」という用語は定義されていないため、IASBは会計方針情報の開示要求に関して、当該用語を「重要性のある(material)」という用語に置き換えることを決定した。「重要性のある(material)」は、IFRSで定義されており、IASBによれば、財務諸表の利用者に幅広く理解されている。

会計方針情報の重要性(materiality)を評価する際、企業は取引、その他の事象又は状況の規模とそれらの性質の両方を考慮する必要がある。

企業が会計方針情報を重要性のあるものと考える可能性が高い状況の例も追加されている。

### 標準化された会計方針情報の開示

標準化された会計方針情報は、企業固有の会計方針情報よりも利用者にとって有用性は低い。ただし、一定の状況では、標準化された会計方針情報は、利用者が財務諸表における他の重要性のある情報を理解するために必要な場合があることにIASBは同意している。そうした状況では、標準化された会計方針情報は重要性のあるものとなり、開示されるべきである。

IFRS実務記述書第2号の改訂も、IFRS基準書の規定を要約した又は繰り返しているような一般化又は標準化された会計方針情報が、重要性のある会計方針情報と考えられる状況の例が示されている。

### 重要性がない情報の開示

IAS第1号の改訂は、重要性がない会計方針情報を開示する企業が決定した場合、この重要性がない情報によって重要性のある情報が曖昧とならないようにさせることを要求している。

### 設例

IFRS実務記述書第2号の改訂は、どのように企業が会計方針情報の開示に関する重要性の判断を行うのかについて、2つの設例を提供している。

### 移行措置

IAS第1号の改訂については早期適用も認められるが、その旨を開示しなければならない。

IFRS実務記述書第2号の改訂は、会計方針情報に重要性の定義を適用する際の強制力のないガイダンスを提供しているため、IASBは本改訂に関する移行措置及び適用日は必要ないと結論付けた。

### 影響

本改訂は企業の会計方針の開示に影響を及ぼす可能性がある。会計方針が重要性のあるものか否かを決定するには判断の行使が必要とされる。従って、企業は改訂された基準との整合性を確保するため、会計方針情報の開示について再度確認することが奨励される。

「標準化された会計方針情報、すなわち、IFRS基準書の規定を要約した又は繰り返しているような情報」が重要性のある情報に該当するかどうか、そして該当しない場合には、財務諸表の有用性を高めるために当該情報を会計方針の開示から削除すべきかどうかを、企業は慎重に検討する必要がある。

### EYのその他の公表物

[Applying IFRS:会計方針の開示 2022年9月 | IFRS インサイト | EY Japan EYG No. 007960-22Gbl](#)

[IFRS Developments Issue 187: The Disclosure Initiative - IASB amends the accounting policy requirements \(February 2021\) | EY No. 001327-21Gbl](#)



## 会計上の見積りの定義—IAS第8号の改訂

2023年1月1日以降開始事業年度から適用

### 主な規定

IASBは、2021年2月にIAS第8号の改訂を公表し、「会計上の見積り」の新しい定義を導入した。

本改訂は、会計上の見積りの変更及び会計方針の変更と、誤謬の訂正との区別を明確化するものである。また、企業が測定技法とインプットを用いて会計上の見積りをどのように算定するのかについても明確化している。

### 会計上の見積りの変更

IAS第8号の改訂は、インプットの変更又は測定技法の変更による会計上の見積りへの影響は、それらが過年度の誤謬の訂正から生じたものでない場合に会計上の見積りの変更に該当すると明確化している。

会計上の見積りの変更に関する従前の定義は、新しい情報又は新しい状況の変化から生じる会計上の見積りの変更に特定されていた。従って、そうした変更は誤謬の訂正にはならない。IASBにより、定義のこの要素は保持されている。

### 設例

本改訂は、利害関係者が会計上の見積りの新たな定義をどのように適用すべきかを理解するのに役立つ2つの設例を含んでいる。

### 移行措置

本改訂は適用開始日以降に生じる会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に適用される。早期適用も認められる。

### 影響

本改訂により、財務諸表作成者にとって、特に会計上の見積りと会計方針との区別の観点で、会計上の見積りの定義がより明確になることを意図している。本改訂が企業の財務諸表に重要な影響を及ぼすことは想定されていないが、企業がある変更を、見積りの変更、又は会計方針の変更あるいは誤謬として処理しなければならないかを判断する際に、本改訂は有用なガイドとなるはずである。

### EY のその他の公表物

[IFRS Developments 186 号:IASB が「会計上の見積り」を定義](#)  
[IFRS インサイト | EY Japan EYG No. 001259-21Gbl](#)

## 単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金—IAS第12号の改訂

2023年1月1日以降開始事業年度から適用

### 主な規定

IASB は 2021 年 5 月に、IAS 第 12 号の改訂を公表し、本改訂は IAS 第 12 号に基づく当初認識に関する適用除外の範囲を狭め、同額の将来加算一時差異及び将来減算一時差異が生じる取引には当初認識の適用除外規定が適用されないこととした。

### 資産及び負債の税務基準額の決定

本改訂は、負債を決済するための支払いが税務上で損金算入される場合に、その税務上の損金算入が財務諸表で認識されている負債(及び金利費用)に起因するか、又は関連する資産要素(及び金利費用)に起因するかは(関連する税法を考慮した)判断の問題になることを明確化している。この判断は、一時差異が当該資産及び負債の当初認識時に存在するかどうかを決定する際に重要となる。

### 当初認識の適用除外の変更

本改訂に基づき、当初認識に関する適用除外規定は、当初認識時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異が生じる取引には適用されない。当初認識に関する適用除外は、リース資産及びリース負債(又は廃棄負債及び廃棄資産要素)の認識により生じる将来加算一時差異と将来減算一時差異が同額ではない場合にのみ適用される。

それにも関わらず、結果として生じる繰延税金資産と負債は同額にはならない可能性がある(例えば、企業が課税控除から便益を得られない場合、又は異なる税率が将来加算一時差異及び将来減算一時差異に適用される場合)。このような場合に頻繁に生じると IASB が予想しているのは、企業が純損益において繰延税金資産と負債の間の差額を計上する必要があるということである。

### 移行措置

企業は、本改訂を、表示する最も古い比較期間の期首現在又はそれ以後に発生する取引に適用すべきである。また、表示する最も古い比較期間の期首現在で、リース及び資産除去費用に関連するすべての将来加算一時差異及び将来減算一時差異について、繰延税金資産(十分な課税所得が利用可能である場合に限る)及び繰延税金負債も認識すべきである。

### EY のその他の公表物

[IFRS Developments 191 号:IASB がリース及び廃棄義務に係る繰延税金の会計処理を明確化](#)



## セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債—IFRS第16号の改訂

2024年1月1日以降開始事業年度から適用

### 主な規定

IASBは2022年9月に、「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債(IFRS第16号の改訂)」を公表した。

IFRS第16号「リース」の改訂は、セール・アンド・リースバック取引から生じるリース負債を測定する際に売手である借手が適用する規定を定めている。本改訂により、セール・アンド・リースバック取引の売手である借手は、保持する使用権に関するいかなる利得又は損失も認識されなくなる。

セール・アンド・リースバック取引の開始日後に売手である借手は、リースバックから生じる使用権資産についてはIFRS第16号第29項から第35項を、リースバックから生じるリース負債にはIFRS第16号の第36項から第46項を適用する。第36項から第46項を適用するにあたり、売手である借手は、保持する使用権資産に関する利得又は損失の額を認識する方法により「リース料」又は「改定後のリース料」を算定する。これらの規定を適用したとしても、IFRS第16号の第46項(a)の要求に従って、売手である借手がリースの部分的又は全面的な解約に関する利得又は損失を純損益に認識することを妨げられることはない。

本改訂はリースバックから生じるリース負債の測定に関する具体的な要求事項を定めていない。リースバックから生じるリース負債の当初測定において、売手である借手が結果として、IFRS第16号の付録Aのリース料の一般的な定義とは異なる「リース料」を算定する可能性がある。売手である借手は、IAS第8号に従って目的適合性及び信頼性を有する情報につながる会計方針を策定し適用する必要がある。

### 移行措置

売手である借手は本改訂を2024年1月1日以後に開始する事業年度から適用しなければならない。本改訂は早期適用することが認められるが、その場合には、その旨を開示する。

売手である借手は、適用開始日後に締結したセール・アンド・リースバック取引についてはIAS第8号に従って本改訂を遡及適用する(すなわち、本改訂は適用開始日より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引には適用されない)。適用開始日とは、企業が最初にIFRS第16号を適用した事業年度の期首を指す。

### EYのその他の公表物

IFRS Developments 206:IASBがセール・アンド・リースバック取引におけるリース負債の測定に關しIFRS第16号を改訂

(2022年9月) EYG No. 008269-22Gbl

### 投資者と関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却又は拠出—IFRS第10号及びIAS第28号の改訂

IASBは2015年12月に、持分法に関するリサーチ・プロジェクトに基づく改訂が最終化されるまで、本改訂の発効日を延期することを決定した。なお、早期適用は引き続き認められる。

### 主な規定

本改訂は、投資者が関連会社又はジョイント・ベンチャーに子会社を売却又は拠出することにより、子会社に対する支配を喪失する場合の取扱いについて、IFRS第10号「連結財務諸表」とIAS第28号「関連会社及び共同支配企業への投資」の間で会計処理に矛盾があることに対処するものである。

本改訂により、関連会社又はジョイント・ベンチャーへの移転がIFRS第3号「企業結合」に定義される事業を伴う場合に、利得又は損失の全額が認識されることが明確にされた。一方で、事業を構成しない資産の売却又は拠出が行われる場合には、その結果生じる利得又は損失は、当該関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する、投資者と関連しない持分の範囲でのみ認識される。

### 移行措置

本改訂は将来に向かって適用する。本改訂は早期適用することが認められるが、その場合には、その旨を開示する。

### 影響

本改訂により、実務上のばらつきが実質的に解消され、財務諸表作成者はこうした取引に首尾一貫した原則を適用することができるようになることが意図されている。

ただし、事業の定義を適用する際には判断が求められ、このような判断を伴う取引においては事業の定義を慎重に検討する必要がある。

## セクション 2: 解釈指針委員会がアジェンダとして取り上げなかった項目 (2023 年第 1 四半期)

IFRS 解釈指針委員会が審議した特定の論点は、IASB の IFRIC アップデートにおいて「解釈指針委員会アジェンダ決定」として公表されている。アジェンダ決定には、解釈指針委員会のアジェンダとして採用されなかった論点が、その理由とともに公表されている。解釈指針委員会はこうした論点の一部について、関連する基準をどのように適用すべきかに関する情報及び説明資料を提供している。本ガイダンスは、解釈指針ではないが、提起された論点や、基準書及び解釈指針書をどのように適用すべきかに関する解釈指針委員会の見解について、追加的な情報を提供している。アジェンダ決定が公表される前に、IASB 審議会は、アジェンダ決定に反対するかどうかを尋ねられる。4 名以上の審議会メンバーが反対した場合、当該アジェンダ決定は公表されず、IASB によってどのように取り扱うかが決定される。

アジェンダ決定(付随する説明資料を含む)は、IFRSの規定を追加したり変更したりするものではないものの、当該説明資料の権威はIFRS基準から生じるものである。したがって、企業は、関連するアジェンダ決定における説明資料をも考慮して、IFRS基準を適用する必要がある。

前回のIFRSアップデートの公表以降、2023年1月1日から2023年3月31日の間に解釈指針委員会はアジェンダ決定を公表していない。2023年1月1日より前に公表されたアジェンダ決定については、前回の「IFRSアップデート」を参照されたい。解釈指針委員会により審議されたすべての項目とその結論の全文については、IASBのホームページのIFRICアップデートに掲載されている。<sup>5</sup>

IFRS解釈指針委員会によれば、「アジェンダ決定の公表プロセスにおいて提供される説明的資料は、それがなければ利用可能でなく、また、入手することが合理的に見込めなかった新しい情報を提供することが多い。このため、企業はアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。IASBは、当該決定を行い、変更後の会計方針を適用するための十分な時間(例えば、企業は新しい情報を入手したり、変更するためにシステムを修正したりすることが必要となる場合がある)が企業に与えられることを見込んでいる」とされている。

## セクション 3: IASB プロジェクト

現在、多くの基準の改訂等が進んでいるため、IASBの基準設定活動についていち早く情報を入手し理解することが非常に重要である。以下では、IASBが現在進めているプロジェクトに関して、その特徴と提案されている基準が及ぼしうる影響について要約している。「主要プロジェクト」とは、新基準書の公表を目指して着手されたプロジェクト及び多数の基準書にまたがる重要な検討事項が関係するプロジェクトを指している。「その他のプロジェクト」には、限定的な範囲の改訂案が含まれている。ここでは基本的には、公開草案の段階まで至っているプロジェクトのみを含めているが、公開草案の段階まで至っていないプロジェクトも一部で取り上げている。

## 主要プロジェクト

### 財務報告におけるコミュニケーションの改善

#### 主な改訂点

#### 背景

IASBは、IFRSに基づく財務報告における開示の改善に向けて、広範囲にわたる取組み(開示イニシアティブ)を実施している。IASBは、コミュニケーションの改善に資する適用プロジェクト及びリサーチ・プロジェクトを特定している。

#### 開示イニシアティブ

IAS第1号及びIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂が、それぞれ2014年12月及び2016年1月に公表された。さらに、2017年9月にIFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」(以下、PS)、2018年10月に「『重要性がある』の定義」(IAS第1号及びIAS第8号の改訂)が公表された。IASBは2021年2月、会計方針の開示に関してIAS第1号及びPSの改訂を公表した。

「開示イニシアティブ」は、以下のプロジェクトにより構成される。

#### 開示の原則

本プロジェクトの目的は、開示上の課題を識別し、理解を深め、新たな1組の開示原則を開発するか、又は現行の原則の明確化を図ることである。

IASBは2017年3月にディスカッション・ペーパー(以下、DP)を公表した。当該DPでは、IAS第1号の一般開示規定及び「財務報告に関する概念フレームワーク」で開発されていた概念を主に取り扱っていた。

DPに寄せられたフィードバックを検討した結果、IASBは、当該基準における開示要求の開発及び草案作成を改善することが、開示に関する問題に対応するための最も効果的な方法であると判断した。従って、IASBは、特定の基準について基準レベルのレビューを優先させることを決定している(以下を参照)。

また、IASBは、会計方針の開示に関するリサーチの発見事項(上記9ページを参照)、財務報告に係る技術の影響(より幅広いプロジェクトの一部として)及び基本財務諸表プロジェクトの一部としての財務諸表における業績指標の活用(以下を参照)に対応することも決定した。DPにおける残りのトピックスは当面の間、これ以上検討しないとしている。

#### 的を絞った基準レベルの開示レビュー

IASBは、IFRSが定める開示要求の草案作成を改善するためにガイダンスを開発し、当ガイダンスを使用して特定の基準に的を絞った開示要求のレビューを行うためのプロジェクトを追加した。IASBにより開発されたドラフト・ガイダンスは、IAS第19号「従業員給付」及びIFRS第13号「公正価値測定」に関連している。IASBは2021年3月に公開草案(ED)を公表した。

IASBは2022年に、コメント・レターで受け取ったフィードバックについて検討した結果、本公開草案(ED)で提案された方法を開発するが、本提案の特定の要素については検討しないことを決定した。また、IASBは、IFRS第13号及びIAS第19号の開示要求に関して追加の作業を進めないことも決定した。

2023年3月に、「的を絞った基準レベルの開示レビュー」プロジェクトを完結させた。本プロジェクトを完了した結果として、IASBは将来の基準設定活動において開示規定を作成及び草案する際にIASBが使用するガイダンスを公表した。

#### 公的説明責任のない子会社

IASBは、公的説明責任のない子会社に任意で適用される開示を簡素化したIFRS基準書を作成中である。IASBは2021年7月に公開草案(ED)を公表し、適用可能な公的説明責任のない子会社について、IFRS基準書の認識、測定及び表示規定を適用しつつ、簡素化された開示規定の適用の選択を認めることを提案している。

現在、IASBは、受け取ったコメント・レターに照らして提案を再審議している。

#### 基本財務諸表

本プロジェクトは、損益計算書を中心とした基本財務諸表の構造及び内容の改善を目的とする。本プロジェクトは、経営者業績指標に関する規定も含んでいる。IASBは、2019年12月に公開草案を公表し、2020年9月30日にコメント募集期間が終了した。現在、IASBは受け取ったコメント・レターに照らして提案を再審議している。

## 経営者による説明

IASBは、IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」を更新するためのプロジェクトについて作業中である。本プロジェクトの一部として、IASBは、より幅広い財務報告がIFRS財務諸表を補完及び支援する方法について検討している。IASBは、2021年5月に公開草案(ED)を公表した。コメント募集期間は2021年11月23日に終了した。IASBは2022年第1四半期中に公開草案(ED)に寄せられたフィードバックについて検討し、議論した。

さらに、IASBは国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)と共同で取り組むことも計画しており、2つの審議会の作業を結合し、協調すべきであるという利害関係者からの助言を踏まえ、検討中である。ISSBが取り組むプロジェクト及びそれらのプロジェクトの時期については、2023年上半期中に開催される予定のISSB独自のアジェンダ・コンサルテーションにより明らかにされる見込みである。

次に計画されているステップは、今後の会議でプロジェクトの方向性について決定することである。

## IFRSタクソノミ

「財務報告におけるコミュニケーションの改善」において、IFRSタクソノミも検討される。タクソノミによって電子的財務情報のタグ付けが可能となり、コンピューターにより情報を識別、読み取り、及び抜粋することができるようになる。これにより、分析及び比較がより容易になり、利用者は、自身の情報ニーズを満たす報告書を作成することができるようになる。

## 影響

IASBにより検討中のいくつかの施策が相互依存的であるため、その影響は容易に予測できない。ただし、これらの異なるプロジェクトでは、企業がより適切かつ有効な基本財務諸表及び開示を行えるように、さらに明確化及びガイダンスが提供される可能性がある。

## EYの他の公表物

Applying IFRS: Alternative Performance Measures(October 2018)  
EYG no. 011765-18Gbl

Applying IFRS: Enhancing communication effectiveness  
(February 2017)  
EYG no. 000662-173Gbl

IFRS Developments Issue 212: New guidance for developing disclosure requirements(March 2023)  
EYG No. 002574-23Gbl

IFRS Developments Issue 194: Subsidiaries without public accountability: disclosures(August 2021)  
EYG No. 006668-21Gbl

IFRS Developments 第192号: IASB が経営者による説明に係わる新しいフレームワークを提案(2021年6月)  
EYG No. 004815-21Gbl

IFRS Developments 第188号: IFRS 基準における開示規定- 試験的なアプローチ(2021年4月)  
EYG No. 002697-21Gbl

IFRS Developments 187号: 開示イニシアティブ IASB が会計方針の開示要求を改善| IFRS インサイト | EY Japan  
EYG No. 001327-21Gbl

IFRS Developments Issue 161: Financing and investing entities: proposed changes to primary financial statements (February 2020)  
EYG No. 000962-20Gbl

IFRS Developments 第158号: IASB が基本財務諸表の大幅な変更を提案(2019年12月)  
EYG No. 005876-19Gbl

## その他のプロジェクト

IASBのワークプランには、既存の基準書及び解釈指針書の特定の事項に関して改訂する多くのプロジェクトが示されている。以下は、そのうちの一部のプロジェクトについて簡便的にまとめたものである。すべてのプロジェクトの現状が示されているワークプランについては、IASBのウェブサイトを参照されたい。

他のプロジェクト	現在の状況/次のステップ
<p>金融商品 - 動的リスク管理(DRM)の会計処理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>IASBは、現在、多くの銀行にとって金利リスクに係る将来のヘッジ会計モデルになるであろう会計処理モデルに関する当初の再審議を終了した。IASBは、会計モデルをリスク管理のために実際に使用されているアプローチに合致させ、両者の間の不整合を調整しようと努めてきた。</li><li>特に、DRMモデルは特定のヘッジ対象項目の金額に焦点を当ててきた従来のヘッジ会計モデルから、リスク・エクスポージャーが変動する可能性がある許容可能な範囲を(リスク・リミットを用いて)設定するようなリスク管理戦略へと移行している。2022年11月までの議論の要約については、弊社の公表物「<a href="#">Applying IFRS: The IASB has outlined its proposed new dynamic risk management accounting model</a>」(2022年11月)で概説している。Applying IFRSの公表以降、IASBは、自己資本はDRMモデルにおけるエクスポージャーには含まれないということを暫定的に決定しているが、過度の変動金利資産については含まれ得るとしており、それによって正味の金利収益の変動性を管理しDRMモデルに反映させる戦略が可能となる。</li><li>IASBは、企業がDRMモデルに基づき現在の正味オーブン・リスク・ポジションを決定する際、その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する金融資産はDRMモデルにおける指定に適格であるが、純損益を通じて公正価値(FVPL)で測定する金融資産は適格ではないことについても暫定的に決定した。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>多くの重要な詳細情報についてはまだ決まっていないが、IASBはこれらの論点に対処するプロジェクト・プランを設定し、2022年第4四半期から開始しており、公開草案(ED)に向けて作業中である。</li></ul>
<p>資本の特徴を有する金融商品(FICE)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>IASBは、IAS第32号「金融商品：表示」を適用するにあたり生じる課題に対応する目的で、また、発行している金融商品に関する開示要求を拡大するため、2020年に現在のFICEプロジェクトを開始した。</li><li>2022年6月までに下された暫定的な決定の要約については、弊社の公表物「<a href="#">Applying IFRS Financial Instruments with Characteristics of Equity (FICE)</a>」に記載されている。</li><li>IASBは、2022年6月に、契約条件の実質が契約の条件変更を伴わずに変化する場合の、金融商品の金融負債又は資本への分類変更について議論した。IASBは、契約外の状況の変化から生じた契約条件の実質の変化の場合を除いては分類変更を禁止することを暫定的に決定した。</li><li>IASBは、2022年7月に、企業が自己の資本性金融商品を償還する義務を含んでいる金融商品(非支配持分に係る売建プロト・オプションを含む)の会計処理について議論した。2022年9月には、IAS第32号の改訂を提案することを暫定的に決定した。本改訂は、企業自身の資本性金融商品を償還する義務の当初認識時の会計処理、変動数の企業自身の資本性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>本プロジェクトの多くの構成要素は現在までに議論を完了し、暫定的な合意に至っているが、公開草案(ED)の公表日についてはまだ決まっていない。</li></ul>

その他のプロジェクト	現在の状況/次のステップ
<p>金融商品による決済の会計処理、及び売建プット・オプションの期限満了時における取扱いに関する検討事項を明確化するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IASBは、2022年9月に、企業自身の資本性金融商品を償還する義務に関する会計処理を明確化するため、IAS第32号の改訂案について暫定的に決定した。また、IASBは、企業自身の資本性金融商品に係る売建プット・オプション及び先渡購入契約は、総額での表示を要求される旨を明確化することも暫定的に決定した。</li> <li>IASBは2023年2月に、IAS第32号の「分類変更(再分類)」という用語の使用における一貫性の必要性や自身の資本性金融商品を償還する義務などを含む、分類及び表示に影響を与える様々な論点について議論した。</li> <li>IASBは、企業が資本に分類される普通株以外の金融商品を発行しているかどうかに関する透明性や、普通株主へのリターンの明確な識別を含む、利用者のニーズを満たすための潜在的な表示要求事項についても議論している。</li> </ul>	
<p>交換可能性の欠如(IAS第21号の改訂)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IASBは、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」を改訂して、通貨に交換可能性が欠如している場合に企業がどのような直物為替レートを使用するか審議しIAS第21号の改訂を予定している。</li> <li>IASBは、2022年12月に、ある通貨が他の通貨と交換可能であるかどうかを企業が評価する方法に関する提案について議論した。IASBは、企業が交換可能性を評価するための要因を示し、それらの要因が交換可能性の評価にどのように影響を与えるのかを明示する(様々な明確化の対象となる)アプローチ案を進めることを暫定的に決定した。また、IASBは、交換可能性が欠如している場合に、企業が直物為替レートをどのように決定するのかに関する提案についても議論し、以下を暫定的に決定した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>提案した第19A項を修正して、「直物為替レートを見積るにあたっての企業の目的は、実勢としての経済状況において市場参加者間での秩序ある為替取引が行われるであろうレートを測定日において反映することである」とする。</li> <li>直物為替レートを見積るにあたり、観察可能な為替レートの使用を引き続き認めるが、要求はしない。</li> <li>詳細な見積りの要求事項を追加するための変更や、直物為替レートを見積るにあたり企業が使用すべき技法又は参照レートを定めるための変更は行わない。</li> </ul> </li> <li>IASBは、2023年2月に、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂案を進めるが、IFRS第13号の改訂は行わないことを暫定的に決定した。また、本改訂を2025年1月1日以後開始する事業年度に適用することを企業に要求し、早期適用も認めることを暫定的に決定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAS第21号の改訂は2023年第3四半期に公表される予定である。</li> </ul>

その他のプロジェクト	現在の状況/次のステップ
<p><b>企業結合:開示、のれん及び減損</b></p> <p>2020年3月に、IASBはディスカッション・ペーパー(DP)「企業結合—開示、のれん及び減損」を公表した。IASBの全体的な目的は、企業が行う企業結合について、合理的なコストで財務諸表利用者により有用な情報を提供できるかどうかを検討することである。IASBは以下について検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業結合について開示する情報、特に取得後の業績に関する情報をどのように改善するか</li> <li>▶ のれんの会計処理について減損のみアプローチを維持するかどうか</li> <li>▶ IAS第36号「資産の減損」においてのれんを含む資金生成単位の減損テストの有効性を改善することができるかどうか</li> <li>▶ 企業結合で取得した無形資産など、その他のトピックス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ IASBは、2022年11月に、のれんの事後的な会計処理について減損のみのモデルを保持するという予備的見解を維持することを暫定的に決定した。</li> <li>▶ IASBは、2022年12月に、基準設定プログラムにこのプロジェクトを追加することを決定し、現在、公開草案(ED)に含める提案の作成に取り組んでいる。</li> </ul>
<p><b>共通支配下の企業結合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ IASBは2020年11月、ディスカッション・ペーパー(DP)「共通支配下の企業結合」を公表した。本DPでは、共通支配下の企業結合(BCUCC)に関する移転先企業の会計処理方法として2つの方法を識別している。主な提案は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 原則的には、移転先企業の非支配株主に影響を与えるBCUCCには取得法を適用し、その他すべてのBCUCCには簿価引継法を適用しなければならない。ただし、以下の例外が適用される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 取得法からの任意の免除措置:移転先企業は、簿価引継法を使用する意向をすべての非支配株主に伝えしており、それに対する異論がない場合には、簿価引継法の使用が容認される。</li> <li>▶ 取得法からの例外措置:移転先企業は、すべての非支配株主が、IAS第24号「関連当事者についての開示」で定義される関連当事者に該当する場合には、簿価引継法の使用が求められる。</li> </ul> </li> <li>▶ 取得法はIFRS第3号に従い適用すべきであるが、対価が独立企業間価格ではない場合は移転先企業からの資本の分配又は移転先企業に対する資本の拠出が含まれる可能性があることを考慮する。</li> <li>▶ 簿価引継法は、被移転企業の帳簿価額を使用して受け取った資産及び負債を測定する。当該方法は非支配株主に影響を与えないすべてのBCUCCに適用される。</li> </ul> </li> </ul> <p>簿価引継法を適用する際、移転先企業の支払対価が資産である場合は結合日時点の移転先企業のそれらの資産の帳簿価額で測定しなければならず、負債を引き受ける場合は当該負債の当初認識に適用されるIFRS基準書を用いて結合日時点に算定した金額で測定しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ IASBは、2021年12月の会議で寄せられた本DPに関するフィードバックについて検討を始めた。</li> <li>▶ IASBは今後の会議において本プロジェクトの提案についての再審議を継続する。</li> </ul>

その他のプロジェクト	現在の状況/次のステップ
<p><b>料金規制対象活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IASBは2021年1月、公開草案(ED)「規制資産及び規制負債」を公表した。本EDは、規制資産、規制負債、規制収益及び規制費用に関する認識、測定、表示及び開示について提案を示している。主な提案は以下のとおりである。           <ul style="list-style-type: none"> <li>規制資産及び規制負債は、ある期間に供給される財又はサービスに対する合計許容報酬の一部又は全部が、異なる期間に顧客に請求されるような方法で規制料金が算定されるという規制上の合意により存在する。</li> <li>企業は、報告期間の末日現在で存在している規制資産及び規制負債、ならびに報告期間中に発生した規制収益及び規制費用を認識する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>規制資産又は規制負債が存在するかどうか不確実である場合、企業は「存在する可能性の方が高い(more likely than not)」ときに当該規制資産又は規制負債を認識する。</li> </ul> </li> <li>企業は、キャッシュ・フローに基づく測定技法を使用して将来キャッシュ・フローを見積り算定した歴史的原価で、規制資産及び規制負債を測定する。</li> <li>不確実性を予測する際、企業は「最頻値(most likely amount)」又は「期待値(expected value)」のいずれかを使用できる。</li> <li>すべての規制収益又は規制費用は、収益のすぐ下に独立の表示科目として表示しなければならない。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本EDは2021年1月に公表された。コメント募集期限は2021年7月30日で終了し、IASBは2021年10月の会議で、寄せられたフィードバックに関する検討を開始した。</li> <li>IASBは2022年2月、特定のトピックスについての再審議を開始した。</li> <li>IASBは2023年2月に、本EDで提案された認識の要求事項を再審議する計画について議論した。IASBは本計画に含める特定のトピックスの再審議も開始し、以下について暫定的に決定している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>規制資産及び規制負債の認識の閾値</li> <li>強制可能性の評価と規制資産及び規制負債の認識との関係</li> <li>複数期間にわたる企業の履行に関するインセンティブ(長期履行インセンティブ)を除く履行インセンティブの会計処理</li> <li>IFRS会計基準の公表日についてはまだ決まっていない。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>サプライヤー・ファイナンス契約</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IASBは2020年12月、解釈指針委員会のアジェンダ決定「サプライチェーン・ファイナンス契約ーリバース・ファクタリング」を公表した。その後、IASBは2021年6月に会議を行い、サプライヤー・ファイナンス契約の開示規定を開発する目的で、狭い範囲の基準設定プロジェクトを作業計画に追加することを決定した。IASBは、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号「金融商品・開示」の改訂を提案することを決定した。</li> <li>IASBは2021年11月に、公開草案(ED)「サプライヤー・ファイナンス契約」を公表した。本EDは、サプライヤー・ファイナンス契約並びにそれが企業の負債及びキャッシュ・フローに与える影響の透明性を高めるために、新たな開示の要求事項を導入することを提案した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本EDは2021年11月に公表された。コメント募集期限は2022年3月28日であった。その後、IASBは、寄せられたフィードバックを検討し、2022年11月にサプライヤー・ファイナンス契約に関する開示要求を加える提案を進めることを暫定的に決定した。</li> <li>IASBによる本改訂の公表は2023年第2四半期に完了し、発効日は2024年1月1日である。</li> </ul>
<p><b>公開草案(ED)－金融商品の分類及び測定の改訂</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IASBは2023年3月に、分類及び測定に関するIFRS第9号の適用後レビュー(PIR)について提案されたトピックスに関する議論を完了した。その結果、IASBはプロジェクト・レポート及びフィードバック・ステートメントを公表し、それらのレポートにおいて、完了した作業、議論したトピックス及び至った暫定的な結論が要約されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コメント募集期限は2023年7月19日である。本改訂の発効日についてはこの段階では決まっていない。</li> </ul>

他のプロジェクト	現在の状況/次のステップ
<ul style="list-style-type: none"> <li>適用後レビューの一環として至った決定に関連し、IASBは2023年3月に公開草案(ED)「金融商品の分類及び測定の修正」を公表した。</li> <li>本公開草案において、IASBは以下について要求事項の改訂を提案している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>電子送金システムを用いた金融負債の決済</li> <li>環境・社会・ガバナンス(ESG)に連動する要素のある金融資産を含む、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価</li> </ul> </li> <li>本改訂ではノンリコース要素を有する金融資産及び契約上リンクしている金融商品についても明確化の提案がなされている。</li> <li>さらに、その他の包括利益を通じて公正価値で(FVOCI)測定される資本性金融商品及び偶発的事象を参照している契約条件を伴う金融商品についての開示要求の修正も提案されている。</li> </ul>	
<p>IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー(PIR)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IASBは2023年3月に、スタッフ分析、フェーズ1期間中のスタッフのアウトリーチ及び調査の発見事項に基づき、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー(PIR)に関する情報要請(RFI)で質問すべき事項について議論した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IASBは今後の会議で情報要請(RFI)の公表を承認し、コメント期間を設定する予定である。</li> <li>RFIは2023年第2四半期中に公表される見込みである。</li> </ul>
<p>国際的な税制改革－第2の柱モデルルール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IASBは2022年11月に、OECDの第2の柱モデルルールが、IAS第12号「法人所得税」を適用する企業による法人所得税の会計処理に与える可能性のある影響について議論した。特に、IASBは当該ルールの差し迫った適用に対応した基準設定プロジェクトに取り組むべきかどうかについて検討した。</li> <li>IASBは、IAS第12号を修正し、OECDの第2の柱モデルルールの適用から生じる繰延税金(適格国内ミニマムトップアップ税を含む)の会計処理の要求に関する一時的な例外を導入することを暫定的に決定した。この例外は、IASBが廃止するか又は恒久化するまで適用される。さらに、IASBは、特定の追加的な開示を要求するためにIAS第12号を修正することも暫定的に決定した。</li> <li>IASBは2023年1月に、公開草案(ED)「国際的な税制改革－第2の柱モデルルール」を公表した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IASBは2023年4月に公開草案(ED)へのフィードバックについて議論するため、臨時会議を実施した。また、2023年第2四半期に必要な改訂のすべてを完了した。</li> </ul>

下記の表は、IASBアジェンダで取り上げられている残りのプロジェクトに関して、2022年12月末時点におけるスケジュールを示したものである。

IASBプロジェクト	次のマイルストーン	予定時期
<b>リサーチ・プロジェクト</b>		
採掘活動	プロジェクトの方向性の決定	2023年第3四半期
持分法	プロジェクトの方向性の決定	2023年4月
IFRS第9号の減損の適用後レビュー	情報要請(RFI)	2023年5月
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー	情報要請(RFI)	2023年第2四半期
<b>基準の開発及び関連プロジェクト</b>		
中小企業向けIFRSの包括的なレビュー —第2回	公開草案(ED)のフィードバック	2023年第2四半期
<b>維持管理プロジェクト</b>		
引当金—限定的な改善	プロジェクトの方向性の決定	—
財務諸表における気候関連リスク	レビュー・リサーチ	2023年下期
IFRS会計基準書の年次改善	公開草案(ED)	2023年下期

## EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world ~より良い社会の構築を 目指して」をパー・パス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 力国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および 保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくは [ey.com/ja\\_jp/people/ey-shinnihon-llc](http://ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc) をご覧ください。

© 2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 003517-23Gbl の翻訳版です。

[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)